

2024年1月25日

会員各位

## 会費や共済掛金についてのご案内と 避難先住所の登録のお願いについて

石川県保険医協会  
会長 三宅靖

「令和6年能登半島地震」で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

石川県保険医協会ではこの間、震度6以上の地域に医療機関がある会員の皆様に架電にて安否確認を行うとともに、全会員を対象に「被害状況調査」へのご協力をお願いしております。ご回答の中には、市町を越えた広域避難が行われている奥能登の先生方より、「診療再開の見通しが全く立たない」との深刻なお声を多くいただいているところです。

保険医協会の会費や共済制度掛金については、通常通り1月25日・26日に自動振替させていただいておりますが、被災が理由でお支払いが難しい場合には「お支払い猶予」とすることが可能です。また、避難されている先生方には、保険医協会から送付する石川保険医新聞や『被災者医療ガイド』の更新版等の資料を、避難先に転送することが可能です。下記をご参照頂き、まずはご相談をお寄せ頂ければ幸いです。

### ■保険医協会の取り組みについて

- ・ <救援募金> 現在、保険医協会では、被災された会員の皆様に支援するため、救援募金へのご協力をお願いしております。同様に保団連でも、全国の会員に向けて救援募金の呼びかけを行っています。集まった募金については、確実に被災会員にお届けすべく準備を進めております。今回の地震がご自身の生活・経営に影響が少なく、救援募金を通じて会員を支援したいという思いをお持ちの方はご協力いただけましたら幸いです。⇒別紙参照
- ・ <県への要請> 被災医療機関の窮状を伝えるべく、石川県に対して1月5日と1月19日、地域医療の復旧・再建のための措置や被災医療機関への早急な支援を求める緊急要望書を提出しました。今後も会員の先生方の声をもとに、随時、要望を届けます。
- ・ <会員への情報発信> 発災直後よりホームページで国・県から発信される「医療機関向け」「被災者向け」の情報などを整理・発信するとともに、『被災者医療ガイド』を作成し随時更新しております。今回の送付物にも同封しました。ぜひご活用ください。
- ・ <2024年診療報酬改定> 改定対応も滞りなく進めるべく準備しております。

保険医協会では今後、このような取り組みをさらに強化して参ります。保険医協会の活動について、今後ともご理解・ご協力のほど何卒よろしく願いいたします。

記

## 1. 会費や共済制度の掛金について

### (1) 会費や共済掛金の払い込みが困難な場合

保険医協会の会費や共済制度掛金について、令和6年能登半島地震による被災が理由で今後のお支払いが難しいという場合には「お支払い猶予」とすることが可能です（猶予期間中でも会員・加入資格に影響はありません）。特に会費については、先生のご希望を伺いながら可能な限り柔軟な対応をさせていただきたいと思っております。まずは保険医協会までご相談いただければ幸いです。⇒裏面末尾に連絡先を記載しました。

## (2) 振替金額

- 保険医協会の会費：月額 4,500 円、同一医療機関で 2 人目の会員（勤務医）の場合は月額 3,800 円です。(3) の通り、3 か月分ずつ前納制で自動振替させていただいています。
- 共済制度の掛金：保険医年金、休業保障、所得補償保険、グループ保険は会員が任意で加入するもので掛金額は加入者ごとに異なります。加入状況等の確認は保険医協会にご連絡ください。

(3) 自動振替日 ※銀行休業日の場合は翌営業日に自動振替となります。

- 保険医協会の会費：1 月、4 月、7 月、10 月の 25 日（3 か月分ずつ前納制）
- 保険医年金・休業保障：毎月 26 日
- 所得補償保険・グループ保険：毎月 25 日

## 2. 避難先住所の登録のお願い

保険医協会から送付する石川保険医新聞や『被災者医療ガイド』の更新版をはじめとする協会からの送付物を避難先等に転送されたい場合には、保険医協会（末尾）にご連絡ください。

## 3. 共済制度に加入されている皆様へ

### (1) 保険医年金

- 毎月の掛金の払い込みが困難な場合、お支払い猶予のほかに、掛金の払い込みを一時中断することができます。
- 積立金を引き出したい場合、1 口単位での減口や全口解約ができます。手数料はかかりません。

### (2) 休業保障制度

- 休業保障制度は加入者がケガや病気によって診療を休んだときに、定額の給付金を受けられる制度です。給付を受けるためには親族以外の第三者の医師への受診が必要となります。
- 病気やケガで休業した場合や、被災され診療再開のめどが立たない中で病気やケガをされた場合にはご連絡ください。

### (3) 所得補償保険

- 所得補償保険は加入者がケガや病気で就業不能となった場合、月々の医業収入を補償する保険です。
- 病気やケガで休業した場合や、被災され診療再開のめどが立たない中で病気やケガをされた場合にはご連絡ください。

### (4) グループ生命保険

- グループ生命保険は死亡・高度障害状態を保障する生命保険です。
- 保険金お支払事由が発生した場合はご連絡ください。

## 石川県保険医協会

〒920-0853 金沢市本町 2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル 7 階

TEL 076-222-5373 FAX 076-231-5156 メール [ishikawa-hok@doc-net.or.jp](mailto:ishikawa-hok@doc-net.or.jp)